

2020年10月2日
全国港湾20発第18号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 柏木 公 廣



第13回定期大会の概要と当面する20年秋年末闘争の取り組みに関する指示

I 第13回定期大会の概要について

1. 全国港湾は、9月29～30日の二日間にわたり、第13回定期大会を開催した。大会は、コロナ禍の中で感染・罹患対策を徹底することを前提に安全第一で行うこととし、従来と異なり、オブ参加や来賓招待などを行わず、中央執行委員と代議員に限定した中で開催した。大会構成は、代議員81名、中央執行委員32名、大会書記1名、計114名であった。
2. 糸谷中央執行委員長は、第13回大会の開催にあたり、当面する課題、大会での議論を深める課題も含めて、要旨次の通り挨拶した。
 - (1) コロナ禍で物流の維持が社会的に要請される中、現場の第一線で業務する仲間への感謝とともに、社会的に必要な仕事とするなら、港湾労働者にもそれにふさわしい労働環境・労働条件を整備すべきであり、それを求める取り組みが重要である。
 - (2) 統一回答問題を放置すると、結果としてどんな課題も独禁法に触れるということになりかねない。産別交渉体制の堅持のためにも、決着をつけなければならない。
 - (3) RTG 遠隔操作の導入問題は、雇用確保が前提で雇用問題が解決しなければ反対する。組合側の具体案に対し日港協も考え方を示し、組合側は対案を提示して議論しようとしている。今後の自動化・機械化を想定するなら、この問題でしっかりとしたルールを作ることが不可欠であり、しっかり議論して対峙していきたい。
 - (4) 政府が老朽化した石炭火力発電施設を廃棄して、地球環境・温暖化問題に対処しようとしているが、それ自身は組合として異論をはさむものではないが、そこに働く仲間のことが考慮されていない。労使の課題としても重要で、政策遂行の中で雇用が奪われることのないよう取り組むことが大事である。

(5) 運動全のために、産別組織の強化とそのために組織整備・規約改定を検討したい。

3. 大会は、山賀代議員(全港湾)、上出代議員(検定労連)を選出し、第一号議案(19年度の取り組み経過報告案)、第二号議案(20年度運動方針案)及び20秋年末闘争方針に案について論議し、延べ18人の代議員から積極的な意見があり討論した。その結果、各々の議案について、全体として原案賛成の立場からの意見であったことを確認の上、満場の拍手で採択し、20年度のたたかう方針を確認した。

大会は、第三号議案(産別スト権の確立、第四号議案(綱領新設と規約の改正及び改定案)、並びに第五号議案(19年度決算及び20年度予算)について審議し、採択した。

4. 大会は、20年度中央執行委員会の選出を行い、新たに中央執行委員長に柏木公廣氏(日港労連)が就任し、5人中執の交代があった。糸谷前委員長は顧問に就任した(別紙参照)。その後、大会は大会宣言(別紙参照)を採択して、無事成功裏に終了した。

II 当面の取り組みに関する指示

1. 第13回定期大会の決議の基づき、大会後に開催した第1回中央執行委員会(20年度/第13期)は、大会での付託事項について審議、確認を行った。したがって、本中央執行委員会の確認に基づき、当面する20年秋年末闘争に関して、次の取り組みについて指示するので、各単組・地区港湾の積極的な取り組みを指示する。

2. 20秋年末闘争方針は、大会及び第1回中央執行委員会において確認したので、当面の取り組みの方針として、各単組・各地区港湾の取り組みに活用されたい。確認した、方針については、別途送付する。

3. 当面の取り組みについて

(1) コロナ禍から港湾労働者の安全を確保する課題

① 大会は、コロナ禍から港湾労働者の命と安全を確保することが喫緊の課題あることを確認した。この課題は、20春闘で、感染防止や検査体制の整備などの公衆衛生対策に取り組むことを前提に、産別労使の課題とともに、行政等の関係者に対策を求めていくことを確認している。

② したがって、職場の安全と感染防止の手立ての具体化、万が一の場合の「休業補償」を整備し、仲間の「不安」の除去に努めることとし、20春闘での確認書の具

体化のために労使政策委員会や関係労使協議機関を通じて対策の具体化を図ることとする。については、各単組・地区港湾において、本問題での新たな情報などがあれば、書記局まで情報提供されたい。

4. 港湾の体制的「合理化」/RTG遠隔操作導入の課題について

- (1) 組合側は日港協の「考え方」に対する対案を提示し、労使双方が各々の「考え方」について検討することとしている。それら双方の考え方は、中央執行委員会の確認の下に、第13回定期大会で資料配布し検討した。第1回中執行委員会は、組合側の考え方に沿って労使協議することを了承した。
- (2) したがって、今後は引き続き、組合側案をもって事務折衝を行うこととする。なお、RTG遠隔操作の課題は、今後の港湾の体制的「合理化」の端緒となることを考えれば、中央労使の協議によるルールの確立とこれをふまえた地区での協議とルール化が不可欠で、この地区のルールを中央において検証していくことになる。そのうえで、本格稼働前には「具体的な雇用対策」を中央・地区で詰めることが必要となるという考え方が重要と認識していることを付言する。

5. 老朽石炭火力発電設備の削減の政策に対する雇用確保の取り組み

- (1) 政府が打ち出した、老朽火力発電設備の削減が地球温暖化・気候変動への対策にあることは否定しないが、そこに働く労働者の雇用確保策がないことが問題である。
- (2) したがって、政府に「雇用」を担保する措置を求める取り組みを進めることとし、必要により、「関係地区の自治体」との協議も視野に取り組むが、その前段で、情報収集など行い課題を整理したうえで、専門委員会を設置して対策を講ずることとする。当面する課題整理にあたって、地区港湾に対する情報提供を求めることがあるので、その場合は積極的な対応を進められたい。その場合は、別途指示する。
- (3) なお、問題の本質について内外に明らかにする声明を発出して、取り組みの起動を早めることが必要との意見も提出されており、当面は、マスコミの柏木新委員長へのインタビューの中で触れていくこととし、課題の整理と取り組み方針の具体化の中で声明などについて検討することとする。

6. 統一回答(産別最低賃金制度)問題への取り組み

- (1) 現在、都労委において組合側が申し立てた不当労働行為救済申請について、2回の調査が行われ、次回は、11月6日に行われる。
- (2) したがって、事態の進展について都度内部周知することとするが、各単組・地区港湾においては、この推移に注目し、同時に、内部の関係機関・組合員への教宣などを促進されたい。

7. 横須賀/門司航路へのフェリー就航が予定の問題について

- (1) フェリーの就航それ自体に反対するものではないものの、横須賀港自体のキャパシティを鑑みた場合、現状の自動車船荷役業務や他の港湾作業が阻害され、場合によっては、主要な業務となっている自動車船の仕事がなくなるという懸念が生まれる事態が起きている。
- (2) 管理者である横須賀市は、ポートセールスとしてこの事業を推進しようとし、フェリー着眼のための改修工事などを強行している。一方、フェリー船社は、二者＝二者協議に基づく事前協議(前段の協議や相談も含め)を拒否しており、日港協もまた、事態を知ってはいるものの、必要な協議を行う姿勢にない。
- (3) したがって、現状の仕事(雇用)の確保を念頭に、中央での協議を行うよう、日港協並びにフェリー船社に申し入れる行動を準備する。

8. 20春闘協定履行・継続課題の解決めざして/大会付託事項を中心に

- (1) 認可料金復活の課題については、20春闘協定の具体化を図ることを主眼に、現業部会・関連対策委員会並びに検査部会との合同会議を組織し、通年的な取り組みとして「適正下払い作業料金の確保」に向け取り組むこととする。
- (2) 業域・職域の拡大、港湾倉庫の指定の問題については、内陸倉庫の港湾運送・港湾労働秩序維持の観点とともに、雇用と職域の拡大の視点から、港湾労働法労使検討委員会の再開などによって、取り組みを強化する。また、中央事前協議の施設事案としても重視して取り組むこととする。
- (3) 関連職種 of 労働環境整備について、すでに神戸港湾の協力を得て進めた、関係地区協会への申し入れを土台に、引き続きたちでの申し入れ行動も含めて、「5.9」協定の履行に向けた取り組みを進める。

その際、関係地区港湾との共同行動が肝要と認識しており、必要な場合は、別途指示するので、関係地区は対応されたい。

(4) 指定事業体に係る課題については、指定事業体そのものの意義を重視しつつ、本来の指定事業体に戻す取り組みを、先の申し入れ行動に続き、検査事業体への申し入れ行動や、労使政策委員会での問題提起などを通じて課題の解決への前進を図る。

(5) 放射線検査委にかかわる健康診断などの取り組みについて

① 当面、直接的に線量検査に従事する労働者の就労実態(線量把握の機器の携帯・具備など)を把握することともに、本件線量検査に係る国などの健康対策体制などの実態把握を行うこととする。

② 中古自動車(建機)の作業に携わるすべての労働者を視野にした健康診断などの取り組みをすすめるために、上記①項の取り組みの進捗を見定めながら、安全専門委員会への問題提起から着手する。

9. 石綿被害救済の取り組みに関して、神戸地裁が不当判決を出したことで、結果として産別の取り組み自体が避退される状況にある。当該、神戸港湾石綿対策委員会は、同裁判の控訴審での支援を進めようとしており、全国港湾としても、この取り組みの支援を具体化していく。

10. 国民的諸課題の取り組みと国際連帯活動について

(1) 年次方針に沿って、憲法改悪反対、辺野古新基地建設反対の取り組みを、20 労組とも共同しながら一致点を基本に進めるまた、日航不当解雇反対の取り組みについては、国民支援共闘の取り組み方針に沿って進める。

(2) これらの取り組みについては、その都度、行動を検討したうえで、別途指示するので、取り組み促進を図られたい。

11. 中央・地区統一行動について

(1) 中央行動について

① 2020年11月18日(水)～19日(木)に中央行動を設定し、行政交渉や政党要請に取り組む。具体的な要求は、認可料金制度復活、自動化・機械化問題、職域拡大及び安全問題などとし、申し入れ内容や政党との懇談会の場は常任中執で分

担して取り組む。

- ② 中央行動は、コロナ禍の収束状況も見ながら、可能な行動に取り組むこととし、具体的には中央執行委員会で判断する。なお、動員を含めた具体的行動にあたっては、別途指示するので対応されたい。

(2) 地区統一行動について

- ① 2020年10月26日(月)～11月13日(金)を地区統一行動ゾーンとして設定し、中央行動と連動した諸課題と地区独自の課題も掲げて取り組む。
- ② 具体的な要求と取り組み内容は、以下の通りとする。
 - イ、具体的な要求は、中央申し入れ内容とともに地区独自課題を設定する。とりわけ、職域問題、港湾労働秩序の課題は、地区港湾が当該地方行政に対して行う「告発」と「問題提起」が大きな力を発揮することをふまえ、地域産別の結集で大きな構えのもとに取り組む。
 - ロ、行政等への申し入れとともに、産別協定順守や法令順守のキャンペーン行動に取り組む。
 - ハ、具体的な行動指示は別途指示するとともに、中央申し入れの内容については、10月17日(第2回中執で検討)を目途に原案段階のものを提示する。

12. 21春闘の準備について

(1) 21春闘方針案・21春闘要求案の討議について

- ① 単組・地区港湾の機関会議や学習会などを通じて、積極的に要求を汲み上げ、たたかい方と要求を同時に検討し、21春闘を構築する準備を進める。
- ② 方針案と要求案は、20秋年末闘争の到達点に立って21春闘のたたかいかたを整理することとする。

(2) 春闘をたたかう財政を確立するために500円/一人のカンパを提起し、その決定は第13回中央委員会で行う。

(3) 21春闘方針と産別春闘要求は、21年2月9日(火)～10日(水)にシーパレス日港福で行う第13回中央委員会で決定する。要求提出のための第1回中央港湾団交は、21年2月17日(水)を念頭に準備する。

以上

<添付> ① 20年度中央執行委員名簿 ② 第13回定期大会「大会宣言」